



中標津町内で太陽光発電事業
を検討されているみなさまへ



はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、日本のエネルギー政策のターニングポイントとなり、ご存知のとおりこれまでの原子力政策から、再生可能エネルギーへと大きく転換しました。

中標津町を含む根釧台地は、冷涼な気候、平坦で広大な土地、そして年間日照時間が長いなど太陽光発電には条件が良く、日本でも有数の良好な太陽光発電施設設置候補地として注目されており、全国の発電事業者から注目されています。地球温暖化による気候変動や大地震など、近年の自然災害等に対しエネルギー需給は様々な課題を克服しなければならず、再生可能エネルギーはその一端を担う重要なものであると認識されていますが、一方、全国では太陽光パネル設置に伴い、環境破壊や景観破壊問題が取り沙汰されています。

ここ中標津町ではバブル期終焉の平成3年、民間事業者によるリゾート開発計画が持ち上がったことをきっかけに、中標津町の景観と自然を守るために住民運動が起きました。同年、広大な起伏の続く大地に整然と配置された格子状防風林が評価され、農林水産省の農村景観百選に入選し、景観に対する機運が醸成されました。このような経緯を契機に景観法が制定される前の、平成8年には中標津町景観条例が制定するなど、先駆的な景観施策を推進しています。

中標津町の景観はシンボル武佐岳をはじめとした知床連山の山並み、酪農風景、格子状防風林などの良好な景観資源が豊富であり、先人たちの開拓の歴史と日々の生業を映し出す景観は、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産です。歴史・文化・産業との融和、自然との共生による景観まちづくりを目指し、風土に調和した良好な景観を「守り、つくり、育て、整える」ために、景観法に基づく中標津町景観計画において、太陽光発電施設立地に際し景観形成基準を制定しています。

当町で太陽光発電事業を検討されているみなさまにおかれましては、未来を担うエネルギーと、設置されるこの地に住む人々の生活との調和について、再生可能エネルギーが決して悪者にならないよう地域との共生を図る新たな視点でデザインしていただければ幸いです。

2019年3月

中標津町の風土に調和した良好な 景観を引き継ぐ景観形成基準

景観法に基づく中標津町の景観形成基準

1. 周辺景観との調和や眺望に配慮した位置・配置とすること
2. 道路の沿道に直接面して設置せず、植栽等を緩衝帯にするなど一定の後退距離(セットバック)を確保し、圧迫感の低減すること
3. 太陽電池発電設備の水平投影面積が $2,000\text{m}^2$ 以上のものを建設する場合は、事前協議を行うこと
4. 敷地面積が $10,000\text{m}^2$ を超える大規模なものを建設する場合の景観形成基準は以下のとおりです
 - (1)沿道緑化
道路と施設のとの間には緩衝帯緑地を設け、植栽による修景を図ること
 - (2)敷地内緑化
6%以上とし、芝生・植栽等での緑化を図ること
 - (3)高さ
パネルの高さは10m以下にすること
 - (4)色彩
周辺環境に違和感のある原色は避け、敷地内の施設等の統一感に配慮し、周辺環境にも調和した色とすること
 - (5)保安柵
道路の沿道に直接面して設置せず、圧迫感回避のため、緩衝帯などによって2mセットバックすること
 - (6)管理等
倉庫、車庫、駐車場など、本体の施設との調和を図るものとする。特に景観阻害の大きい施設にあっては、植樹による目隠しなど配慮によって修景すること
 - (7)広告物
高さ10m以下とし、集合型とすること。原色を避け周辺景観になじむ色とすること
 - (8)夜間照明
必要に応じ、非行・犯罪・事故の防止にも配慮し、地域の安心・安全を確保すること
 - (9)維持・保全の基準
整備した施設、環境の維持・保全及び育成に努めること

景観法以外の確認事項

※面積や規模に関わらず必ず確認してください

項目	内容	担当
農地法	農地及び採草放牧地に太陽光発電施設を設置する場合の農地転用については、一部の例外を除き原則許可が認められておりません。まずは農地等であるかについてご確認ください。	中標津町農業委員会
農業振興地域制度	農業の振興を図ることが必要な地域として都道府県が指定しています。地目が農地でなくても指定されている場合がありますので必ずお問い合わせください。	経済部農林課農務係
森林法 (地域森林計画)	地域森林計画の対象となる森林の伐採・転用は届出が必要です。まれに立木がない所でも対象となる場合がありますので必ずお問い合わせください。	経済部農林課林務係
文化財保護法	計画を予定されている場合は規模・面積に関わらず必ずお問い合わせ下さい。	中標津町教育委員会 生涯学習課学芸係
地下埋設物	民有地等に水道管が埋設されている場合がありますので必ずご確認ください。	建設水道部上下水道課水道係
再エネ特措法	資源エネルギー庁策定の『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』に定める説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当する場合は必ずお問い合わせください。	町民生活部生活課 環境衛生係

届出対象行為 (景観法第16条第1項)

種類	その他の区域	開陽台周辺区域
太陽電池発電施設	高さ>5mまたは 築造面積>2,000㎡	全ての行為

- ・中標津町全域が景観法届出対象区域です。
※届出対象規模に満たない行為においても、景観形成基準を十分に把握し、土地利用計画・建設に活かしてください。
 - ・着工予定日の30日前までに届出が必要となります。
 - ・審査が終了し終了通知があるまでは着手できませんのでご注意ください。
- ※行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為着手制限期間内に行為に着手したものは、景観法の規定により30万円以下の罰金に処されることがあります。

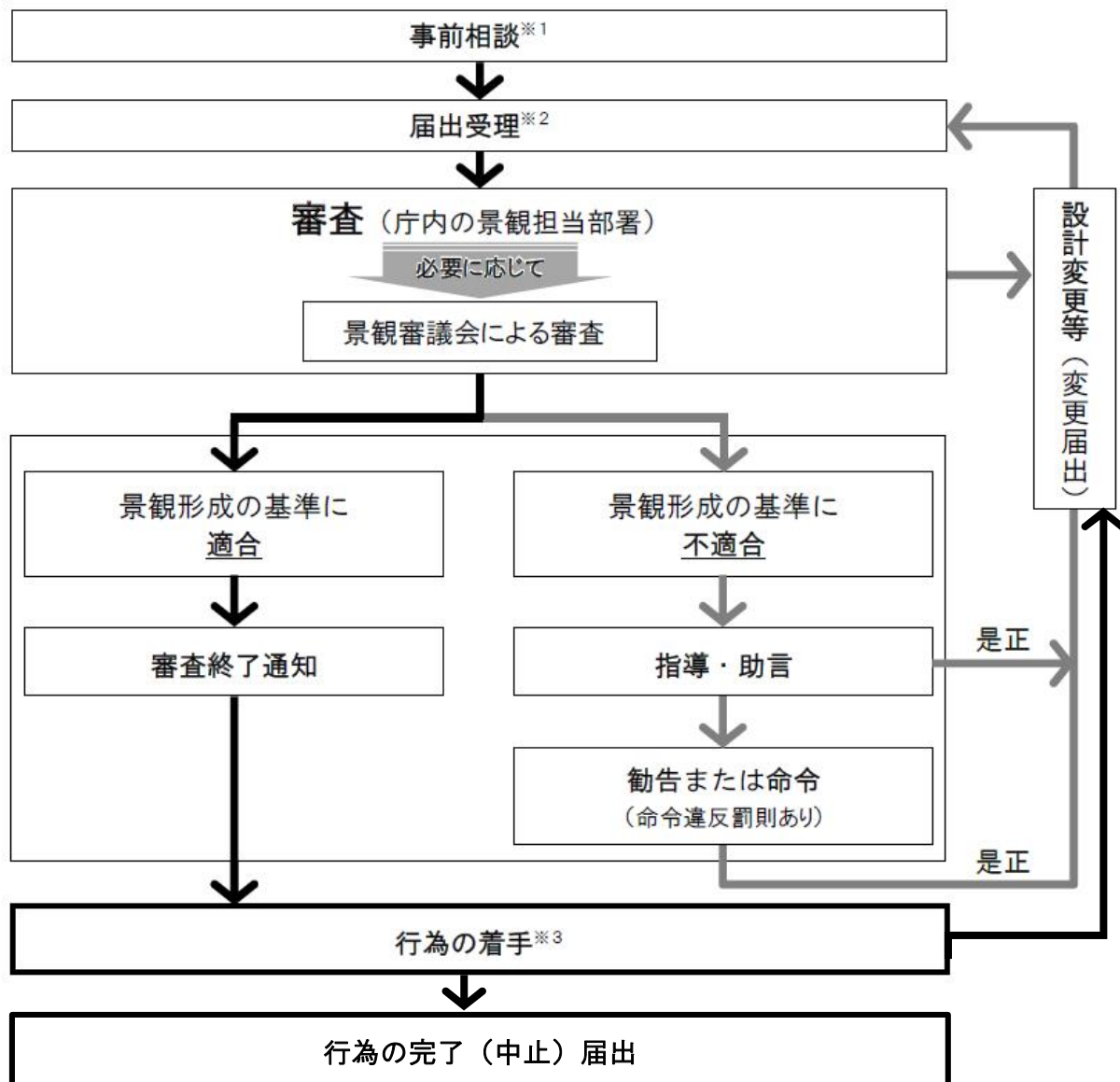


各景観形成区域の位置 (中標津町全体)



各景観形成区域の位置 (中標津市街地)

届出に係る基本フロー図



※1 事前相談について

- ・届出に際して、周辺の環境を著しく阻害するような場合には、法に基づく町長の勧告や変更命令により、必要な変更等を要求することがある。
- ・そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談を行う。

※2 届出の受理について

- ・届出書類に不備がある場合は、届出を受理することができない。

※3 行為の着手制限等について

- ・行為の届出をした者は、中標津町がその届出を受理した日から 30 日経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手できない。（実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90 日まで延長することがある。）よって、**着工予定日の 30 日前までに届出を必要とする。**
- ・中標津町長が行為の届出をした者に審査の終了通知を行ったときは、届出の受理から 30 日経過する前であっても行為に着手することができる。

行為の届出等に係る書類

(正本1部、副本1部の計2部提出ください)

種類	様式等
行為の届出書	別記様式第1号
全区域及び各区域における景観形成の配慮事項に係る対応説明書	別記様式第3号の1 各景観形成区域に応じた対応説明書(別記様式第3号2から同第3号の9)
位置図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる工作物の敷地の位置を示す図面
配置図	パネル、キュービクル、植栽等の記載があるもの
立面図	アレイ毎の立面図(3方向)
現況写真	当該敷地及び周辺の状況を示すカラー写真
その他	パネルのカタログ
審査完了後に変更が生じた場合	別記様式第2号
事業が完了または中止したとき	別記様式第7号7

様式は町ホームページからダウンロードしてお使いください。

<https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/todokede/1923/>

【届出先】

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町 建設水道部 都市住宅課 都市計画・景観係

TEL:(直通)0153-74-0965

FAX:(代表)0153-73-5333

e-mail:toshikeikaku@nakashibetsu.jp